

(公印・契印省略)

総基料第243号

令和5年12月27日

東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 澁谷 直樹 殿

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法第33条第1項の指定について（通知）

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定する貴社の電気通信設備を一部変更し、別紙のとおりとしたので、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第23条の2第1項の規定に基づき、通知する。

次に掲げる電気通信設備であって、別表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの及び第3号ハの設備であって、大阪府において東日本電信電話株式会社が設置するもの

- 1 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定パス伝送装置、光信号用の屋内配線設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。）及び加入者線終端装置を含む。）
- 2 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第23条の2第4項第1号イの交換等設備（デジタル加入者回線アクセス多重化装置、デジタル加入者回線信号分離装置及び特定の packets を識別する機能を提供しないルータ（第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータを除く。）を除く。）
- 3 施行規則第23条の2第4項第1号ロの交換等設備であって、次に掲げるもの
 - イ 一の都道府県の区域内における通信を行うもの（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。）
 - ロ 専ら異なる都道府県の区域間における通信を行うもの（データ伝送役務（当該電気通信事業者がインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型である電気通信役務に限り、トンネリングプロトコルにより通信路を設定するものを除く。以下同じ。）又はIP電話（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。以下同じ。）の提供の用に供されるものに限る。）
 - ハ 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続し、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うルータであって、IP電話の提供の用に供されるもの
- 4 施行規則第23条の2第4項第2号イ及びロの伝送路設備
- 5 施行規則第23条の2第4項第2号ハの伝送路設備（データ伝送役務又はIP電話の提供の用に供されるものに限る。）
- 6 SIPサーバ、セッションボーダコントローラ、ENUMサーバ、IP電話用DNSサーバその他前各号に掲げる設備に付随する設備
- 7 施行規則第23条の2第4項第4号の設備

別表

区域	電気通信事業者
北海道	東日本電信電話株式会社
青森県	東日本電信電話株式会社
岩手県	東日本電信電話株式会社
宮城県	東日本電信電話株式会社
秋田県	東日本電信電話株式会社
山形県	東日本電信電話株式会社
福島県	東日本電信電話株式会社
茨城県	東日本電信電話株式会社
栃木県	東日本電信電話株式会社
群馬県	東日本電信電話株式会社
埼玉県	東日本電信電話株式会社
千葉県	東日本電信電話株式会社
東京都	東日本電信電話株式会社
神奈川県の一部に静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を併せた区域	東日本電信電話株式会社
新潟県	東日本電信電話株式会社
山梨県	東日本電信電話株式会社
長野県の区域のうち木曾郡南木曾町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を除く区域に富山県中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂外の一部の区域を併せた区域	東日本電信電話株式会社